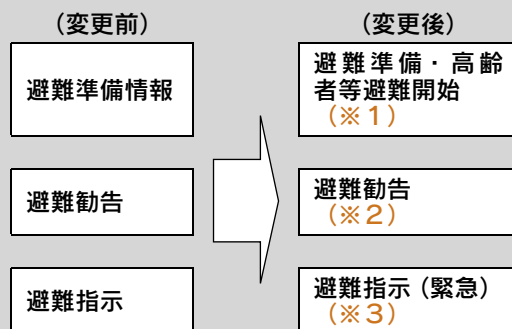


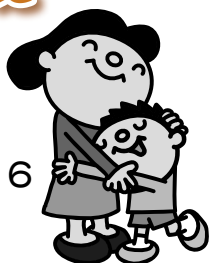
避難に関する情報の名称が変更になりました

災害時に高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にし、迅速かつ確実な避難行動がとれるように、国において「避難準備情報」等の名称が次のとおり変更されました。



- ※1 避難準備・高齢者等避難開始とは**
人的被害が発生する可能性がある場合に発令します。避難をする準備をしてください。また、体の不自由な人やお年寄り等の避難に時間を要する方は避難を開始してください。
- ※2 避難勧告とは**
災害が発生する恐れがあり、避難しないと人的被害を受ける可能性が高い場合に避難を勧告します。避難行動を開始してください。
- ※3 避難指示(緊急)とは**
避難勧告より強い意味と緊急性があります。避難しないと人命に影響する危険があります。直ちに避難行動を開始してください。
- ☎危機管理課 22-2206

子どもたちの健やかな成長のために



☎こども課
25-5206

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給される制度です。

※「児童」とは…18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども、または一定の障がいのある20歳未満の方を指します。

対象

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には事実上の婚姻関係も含まれます。

次の方は受けられません

- ・申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

手当額

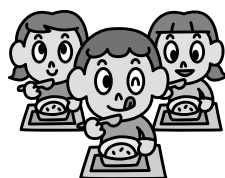
全部支給 月額42,330円
一部支給 月額42,320円
9,990円

※手当額は所得額に応じて決まります。児童が複数いる場合には加算があります。
※手当は申請日の翌月分からの支給になります。

☎申請に必要なものはこども課窓口にてご確認ください。

子育て学校給食費 支援事業

学校給食費助成金の申請が始まります



小中学校(私立学校・特別支援学校を含む)に在学するお子さんのいる保護者に対し、学校給食費の一部を助成します。

対象 平成28年度(12か月分)の学校給食費

※原則、給食費引落口座(保護者名義)への振込支給となります。保護者以外名義の場合は変更手続きをお願いします。(基準日(3月31日)に給食費の滞納があると助成対象外)

申請方法 2月末に対象保護者へ申請書一式を送付します。必要事項を記入し、返信用封筒にて指定期日までにご郵送ください。

支給時期 5月中に支給

対象保護者で、申請書が2月末までに届かない場合はご連絡ください。(世帯分離等のため届かない場合も同様)

※ご不明な点はお問い合わせください。

☎保健給食課 22-2443

